

科目名	国際法	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			法律学科	□必修 ■選択	
			経済学科	□必修 ■選択	
英文表記	International Law	開講年次	経済学科 □1年 ■2年 □3年 □4年 法律学科 □1年 □2年 ■3年 □4年		
		開講期間	□前期 □後期 ■通年 □集中		
ふりがな	いし かわ たけ いち	実務家教員担当科目	○	修得単位	2単位
担当者名	石 川 竹 一	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	国際法とその執行とを理解し、身につける。				
到達目標	国際法を国際社会の共通の利益の確保の為の意思決定の手段と考えて、国家、政府、国際機関及び個人に適用される国際法理論と執行とを理解する。				
授業概要	人権・国家主権・領土・人種・民族・核兵器・軍縮・安全保障・防衛・国際貢献・新型コロナウイルス等を理解するために、尖閣・集団的自衛権・慰安婦合意・シリア内戦・北朝鮮核開発・英国 EU 離脱・コソボ・クリミア・南シナ海人工島・外国船通行・沖ノ島鳥島・アイヌ民族・TPP・健康と経済との調和など、国際法上の諸問題を考察しつつ、現代の国際法と執行にかかわる諸分野を学ぶ。				
授業計画					
第1回	理論と判例、第1章・国際社会と国際法、日清戦争・日英同盟・日露戦争・世界大戦・満州事変・国際連盟・国際連合と国際法	第17回	第9章・陸の国際法		
第2回	第2章・国家と国際法（新型コロナウイルス問題を含む）	第18回	判例研究：領域・ベナンニジェール国境紛争事件、判例研究：領域・バルマス島事件		
第3回	判例研究：国家管轄権・大使館員課税事件、判例研究：国家・旧ユーゴスラビア仲裁委員会	第19回	第10章・海の国際法（新型コロナウイルス問題）		
第4回	第3章・国家機関、	第20回	判例研究：海洋・コルブ海峡事件、判例研究：海洋・サイガ島事件、ダイヤモンドプリンセス		
第5回	判例研究：国家・西サハラ事件、判例研究：国家・ベルヌ条約事件	第21回	第11章・空と宇宙の国際法		
第6回	第4章・国際組織と国際法	第22回	第12章・人と国際法、判例研究：個人・二風谷ダム事件、新型コロナウイルス対策と人権		
第7回	判例研究：国際組織・国際司法理事会事件	第23回	判例研究：個人・小樽入浴拒否事件、判例研究：個人・チェコスロバキア国籍法事件		
第8回	第5章・国際法の存在形態	第24回	第13章・国際刑事法、第14章・国際経済法、		
第9回	判例研究：国際法の法源・ブレアビヘア寺院事件、判例研究：法源・北海大陸棚事件	第25回	判例研究：経済活動・トルコ繊維事件、判例研究：経済活動・エビカメ事件		
第10回	第6章・条約法	第26回	第15章・国際環境法、判例研究：環境保護・トレイル燐鉱所事件		
第11回	判例研究：条約・魚業管轄権事件、判例研究：条約・上部サヴォアジェクス自由地帯事件	第27回	第16章・紛争の平和的解決、判例研究：国際紛争処理方式・EC牛肉措置に対する対抗		
第12回	第7章・国際法と国内法、	第28回	第17章・武力・経済力の行使と国際法、判例研究：国際裁判手続き・東ティモール事件、		
第13回	判例研究：国内法と国際法との関係・ヘーグ陸戦条約損害賠償事件	第29回	判例研究：国際裁判手続き・核兵器使用威嚇合法性事件、第18章・武力紛争・軍備管理の国際法・生物兵器		
第14回	第8章・国際法上の責任、	第30回	判例研究：平和と安全の維持・ニカラグア事件、判例研究：武力紛争法・パレスチナ壁事件、		
第15回	判例研究：国家責任一般原則・レインボーウォーリア号事件、判例研究：一般原則・ジェノサイド条約適用事件	第31回	判例研究：武力紛争法・中国人慰安婦損害賠償請求事件、判例研究：武力紛争法・ダジッチ事件		
第16回	判例研究：国家責任外交的保護・マルセロナトラクション会社事件、判例研究：外交保護・ノッテボーム事件	第32回	定期試験		
授業時間外の学習	毎日、必ず新聞の一面を読んでおく、授業前に教科書を読んでおく、確認テストを毎回行う。				
履修条件・受講のルール	私語をしないこと。				
テキスト	国際法（有斐閣アルマ、中谷和弘、2016、第三版）				
参考文献・資料	現代法学入門（伊藤正巳、加藤一郎、有斐閣双書、2020）、国際条約集（大沼保昭、有斐閣、2010）、国際法入門（有斐閣アルマ、横田洋三、2009）、国際法判例百選第2版（ジュリスト、No. 204）				
成績評価の方法	国際法テキストのサマリーレポート20%、判例研究レポート20%、クイズ30%、試験30%、				
オフィスアワー	毎週火曜日11時～12時30分及び13時～14時30分				
成績評価の基準	平成28年度（2016）以降入学した学生：秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下） 平成27年度（2015）以前に入学した学生：優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下） 出席回数が規定に満たない場合、授業料その他納入金が未納の場合は試験を受けることができません。				

実務経験及び実務を活かした授業内容	国連条約機関本部に26年間勤務(12年間は事務次長)し、数々の国際選挙・世界各国との政府間交渉・国際会議運営・国際機関の人事・管理・条約交渉など国際経済法執行のエキスパートであるので、自己体験としての国際法を教授する。
学生へのメッセージ	公務員志願者には受講を推奨。国際社会を規制する国際法とその執行とを学ぶことで世界の実像が理解できる。